

## (2) 食品に関する正確な情報の提供

### ア 適正な食品表示の徹底

【現状】食品の表示は、食品衛生法、JAS法、景品表示法等により、表示しなければならない事項や表示方法等が定められています。県では、これら関係法令等に基づき、食品関連事業者に対して監視指導を行っており、適正な表示を行っている店舗が増加しています。

【課題】食品の表示は消費者が食品を選択する上で極めて重要な情報です。このため、食品関連事業者に対し、食品表示制度の周知徹底をはかり、適正表示についての指導をさらに徹底していく必要があります。

### 【対策】

#### (ア) 関係法令に基づく食品表示の監視指導

##### a 食品衛生法に基づく食品表示の指導（県衛生薬務課）

食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を実施し、食品衛生法に基づく適正表示の徹底を図ります。

##### b JAS法に基づく食品表示の指導（県食の安全・食育推進室、農政事務所、JA中央会）

生鮮食品には名称、原産地、加工食品には原材料、賞味期限等の適正な表示が行われるように、普及・啓発や調査・指導・検査等を実施します。特に原産地表示で問題となる品目については表示根拠の確認やDNA分析等による判別調査を行います。また、生産方法についてのJAS規格（有機JAS、生産情報公表JAS）等について、普及・啓発や調査・指導を行います。

##### c 景品表示法に基づく食品表示の指導（県県民生活課）

景品表示法に基づく適正な表示が行われるよう指導、相談対応を実施します。

##### d 健康増進法に基づく食品表示の指導（県衛生薬務課）

栄養表示基準に基づく表示や、近年の健康ブームにより食品の健康保持増進効果等について著しく事実と相違する、

(2) 食品に関する正確な情報の提供  
ア 適正な食品表示の徹底

あるいは著しく人を誤認させるような広告等の表示（虚偽誇大広告等）について監視指導を行います。

e 食品表示合同調査の実施（県食の安全・食育推進室）

県は、各法令等個別の監視指導啓発とは別に、関係部署の職員の合同による調査を実施し、効率的でわかりやすい表示指導に努めていきます。また、食品関連事業者は関係法令を理解し、適正な表示を行う必要があります。

f 新たなニーズに対応した特色あるJAS規格の普及・啓発（農政事務所）

消費者ニーズなどを反映した流通方法に特色あるJAS規格等について普及・啓発を行います。

○取り組み内容と関係者の役割（※は再掲）

取り組み（事業）	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(2) -ア- (ア)		県、国	販売を行う生産者、J A 中央会	製造・加工・販売業者、認定機関、認定事業者	一般消費者、食品表示ウォッチャー
a 食品衛生法に基づく食品表示の指導	表示に関する指導啓発、相談対応	監視指導、相談対応	適正表示の実施  生産者、従業者への法令・表示方法の周知徹底	適正表示の実施	不適正表示の発見、県への情報提供
	※食品等事業者、従事者に対する講習会の開催	講習会の開催		講習会への参加、知識の習得 従業員への研修の実施	
b J A S 法に基づく食品表示の指導	表示の調査指導、相談対応	監視指導、相談対応	適正表示の実施  生産者、従事者への法令・表示方法の周知徹底	適正表示の実施	不適正表示の発見、県への情報提供
	表示実態特別調査の実施	表示根拠の追跡、確認 DNA分析等科学的手法による判別調査の実施	適正表示の実施 情報伝達	適正表示の実施	不適正表示の発見、県への情報提供

**(2) 食品に関する正確な情報の提供  
ア 適正な食品表示の徹底**

取り組み（事業）	内 容	関係者の役割			
		行政 県、国	生産者 販売を行う生産者、 J A 中央会	事業者 製造・加工・販売業 者、認定機関、認定 事業者	消費者 一般消費者、食品表 示ウォッチャー
b J A S 法に基づく食品表示の指導	生産方法についての J A S 規格の普及・啓発	普及啓発・監視指導	適正表示の実施 基準に基づく生産工 程管理	適正表示の実施 基準に基づく生産工 程管理	不適正表示の発見、 国への情報提供
c 景品表示法に基づく食品表示の指導	表示の指導、相談対応	監視指導、相談対応	適正表示の実施 生産者、従業者への 法令・表示方法の周 知徹底	適正表示の実施	不適正表示の発見、 県への情報提供
d 健康増進法に基づく食品表示の指導	表示の指導、相談対応	監視指導、相談対応	適正表示の実施 生産者、従業者への 法令・表示方法の周 知徹底	適正表示の実施	不適正表示の発見、 県への情報提供
e 食品表示合同調査の実施	合同調査の実施	調査の実施	適正表示の実施  法令・表示方法の周 知徹底	適正表示の実施	
f 新たなニーズに対応した特色ある J A S 規格の普及・啓発	流通 J A S 規格等の普及啓発	情報の共有化 普及啓発	表示方法の周知徹底	適正表示の実施	

**【対策】**

**(イ) 県民参加の食品表示監視**

**a 食品表示ウォッチャーの設置（県食の安全・食育推進室）**

県から委嘱された食品表示ウォッチャーが日常の買い物を通じ食品表示のチェックを行います。

**b 食品表示 110 番等の設置・運営（農政事務所、県食の安全・食育推進室）**

広く県民から食品の表示等についての情報提供を受け付けます。また、情報に迅速に対応します。

・食品表示 110 番

電話番号 055-226-6611

（農政事務所）

受付時間 平日（年末年始を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時

**(2) 食品に関する正確な情報の提供  
ア 適正な食品表示の徹底**

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| ・消費者の部屋（再掲）<br>（農政事務所）         | 電話番号 055-226-6611<br>受付時間 平日（年末年始を除く）午前8時30分～午後5時 |
| ・食品安全110番（再掲）<br>（県食の安全・食育推進室） | 電話番号 055-223-1638<br>受付時間 平日（年末年始を除く）午前8時30分～午後5時 |

○取り組みの展開と関係者の役割（※は再掲）

取り組み（事業）	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(2) -ア- (イ)		県、国	販売を行う生産者	製造・加工、販売業者	一般消費者、食品表示ウォッチャー
a 食品表示ウォッチャーの設置	食品表示ウォッチャーの設置	ウォッチャーの委嘱、研修会の実施	適正表示の実施	適正表示の実施	不適正表示の発見、県への情報提供
b 食品表示110番等の設置・運営	食品表示110番の設置・運営	相談・情報の受付・対応	相談・情報提供	相談・情報提供	相談・情報提供
	※消費者の部屋の設置・運営	相談・情報の受付・対応	相談・情報提供	相談・情報提供	相談・情報提供
	※食品安全110番の設置・運営	相談・情報の受付・対応	相談・情報提供	相談・情報提供	相談・情報提供

**【対策】**

**(ウ) 消費者にやさしくわかりやすい表示の推進**

**a 消費者にやさしくわかりやすい表示のあり方の検討（県食の安全・食育推進室）**

消費者の求める表示について、意見交換会等のリスクコミュニケーションの充実や、アンケート調査などを行い、その結果を分析し、やさしくわかりやすい表示の実現に向けた取り組みを進めていきます。

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業） (2) -ア- (ウ)	内 容	関 係 者 の 役 割			
		行政	生産者	事業者	消費者
		県、国	販売を行う生産者		
a 消費者にやさしくわかりやすい表示のあり方の検討	表示についての意識調査の実施	意識調査の実施	意見の提出	意見の提出	意見の提出
	やさしくわかりやすい表示の検討	表示の検討 意見交換会の実施	意見交換会への参加	意見交換会への参加	意見交換会への参加

**食品の表示に関する共同会議について**

■共同会議以前の食品表示の基準設定は

○ JAS 法に基づく表示基準

農林物資規格調査会で審議→農林水産大臣が設定

○食品衛生法に基づく表示基準

薬事・食品衛生審議会—食品衛生分科会—表示部会で審議→厚生労働大臣が設定

○相互の審議を調整する仕組みはなく、相互の委員もそれぞれ独自

この結果、両法律で、バラバラに表示基準を設定していた。

■食品の表示に関する共同会議の開催

○これらの調査会・審議会を共同で開催し、JAS 法及び食品衛生法に関する表示事項の整合性の確保等を中心に、食品の表示に関する基準全般について調査審議を行っていくこととなりました。

■両省が連携し、食品の表示制度を一覧できるようなパンフレットを合同で作成し幅広く配布しています。

## イ トレーサビリティシステムの整備

【現状】我が国で初めてBSE（牛海綿状脳症）が発生、それに続いて食品の偽装事件、無登録農薬や指定外添加物の使用などの問題が発生し、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まりました。また、食品に由来する危害因子の調査技術が向上し、原因が多様化する中で食品の生産、製造・加工、流通・販売の各段階で食品に関する情報を追跡できるトレーサビリティシステムの必要性が高まっています。

これに対応し、牛肉では、トレーサビリティシステムが整備されました。また、青果物等については、農薬等の使用履歴などの記帳徹底を図るとともに、ポジティブリスト制度に対応し、より一層の農薬の安全使用を推進しています。

【課題】農畜産物等の生産履歴などの情報を正確に記帳し、分かりやすく整理した上で、消費者が入手しやすい方法で提供するために、生産者の取り組みにとどまらず、消費者と情報交換を行いながら、使いやすく分かりやすいシステムの開発が求められています。

### 【対策】

#### (ア) 農産物トレーサビリティシステムの推進

##### a 青果物等でのトレーサビリティシステムの利用促進（県果樹食品流通課）

青果物等における肥料、農薬等の使用履歴の記帳を徹底し、既存のトレーサビリティシステム等を活用した、生産履歴情報の提供を推進します。

##### b 食品（牛肉以外）のトレーサビリティシステムの普及促進（農政事務所）

すべての食品（牛肉トレーサビリティシステムの対象を除く）を対象に、各食品の特性を踏まえたトレーサビリティシステムの導入を促進するために必要となる情報関連機器の整備等を一体的に支援します。

**(2) 食品に関する正確な情報の提供  
イ トレーサビリティシステムの整備**

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業）	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(2) -イ- (ア)		県、国	青果物等の生産者、J A	製造・加工、流通・販売業者・団体	一般消費者
a 青果物等でのトレーサビリティシステムの利用推進	トレーサビリティシステムの導入に向けた取り組み	生産情報の記帳等指導 既存のシステムの活用助言 生産者・事業者の連携への助言	生産情報の記帳 生産情報の整理 情報伝達方法の検討 情報の内容確認	情報伝達 既存のシステムを利用した生産情報の表示の検討	情報の確認
	青果ネットカタログ等の活用	普及啓発	入力記帳 入力記帳運動の展開	入力記帳運動の展開	青果ネットカタログの利用
b 食品（牛肉以外）のトレーサビリティシステムの普及促進	ユビキタス・コンピューティング技術を活用したトレーサビリティシステムの普及・促進	システム・開発、品目別の導入ガイドライン作成、普及啓発の支援	導入への取り組み	導入への取り組み	システムの理解

**【対策】**

**(イ) 畜産物トレーサビリティシステムの推進**

**a 牛肉トレーサビリティシステム運用等（農政事務所、食肉流通センター）**

牛肉トレーサビリティ法に基づき、生産者、事業者への指導、立入検査を行うとともに、届出等の情報の管理を行います。特に県では、消費者の信頼確保による県産牛肉の消費拡大や、県内肉用牛生産の振興などを図るため、ホームページによる県産牛肉の生産履歴情報（付加価値情報）の公開などを行います。

また、牛肉以外の畜産物については、システム構築に向けた検討などを行います。

**b 食品（牛肉以外）のトレーサビリティシステムの普及促進（農政事務所（再掲））**

すべての食品（牛肉トレーサビリティシステムの対象を除く）を対象に、各食品の特性を踏まえたトレーサビリティシステムの導入を促進するために必要となる情報関連機器の整備等を一体的に支援します。

(2) 食品に関する正確な情報の提供  
イトレーサビリティシステムの整備

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業）  (2) -イ- (イ)	内 容	関 係 者 の 役 割			
		行政 県、国	生産者 畜産農家	事業者 山梨食肉流通センター、 食鳥処理業者、仲卸 業者、小売業者、特 定料理提供者	消費者
a 牛肉トレーサビリティシ ステム運用等	牛肉の個体識別番号の表 示	立入検査等による個 体識別番号表示の監 視指導 情報の共有化	生産履歴等の情報の 伝達	適正表示の実施 帳簿の備え付け	情報の入手
	牛肉サンプルのDNA鑑 定の実施	サンプルの採取・鑑 定			
	牛肉トレーサビリティ法 に基づく情報管理	立入検査	法律の遵守、届出の 履行	法律の遵守、届出の 履行	
	ホームページによる県産 牛肉の生産履歴情報の公 開	助言の実施	生産牛の情報提供	ホームページ運用、 個体識別番号の伝達	牛肉の情報入手
	牛肉以外の畜産物でのト レーサビリティシステムの 検討	指導・助言	畜産物の情報提供 関連事業者との連携	情報伝達 関連事業者との連携	
b※食品（牛肉以外）のト レーサビリティシステムの 普及促進	ユビキタス・コンピュー タリング技術を活用したト レーサビリティシステムの 普及・促進	システム・開発、品 目別の導入ガイドラ イン作成、普及啓発 の支援	導入への取り組み	導入への取り組み	システムの理解



## ウ 食品の安全性に係る情報の収集・提供

【現状】食に関する情報が氾濫する中、その情報に惑わされたり、逆に必要なときに正確な情報が得られないなどの問題が出てきています。また、輸入食品の増加、遺伝子組換え食品など新しい技術から生まれた食品がつくられるなど、食に関する情報はますます広域化、高度化し、分かり難くなってきています。

また、消費者基本法の施行により、消費者の権利が明確化されたことに伴い、迅速で正確な情報提供を行うことが求められています。

【課題】食品の安全性に係る様々な情報を収集し、県民に対し正確で分かりやすく、また、タイムリーに提供していく必要があります。

### 【対策】

#### (ア) 情報の収集

##### a 情報の収集・蓄積・内容分析（県食の安全・食育推進室）

国や都道府県、市町村と連携し、常に最新の情報の把握に努めるとともに、的確な判断、措置ができるよう情報内容の分析を行います。

##### b 食料品消費モニターの設置（農政事務所）

国では、食品の安全、食品の規格、表示及び価格動向、食生活等「食」に関して広く消費者から意見・要望・情報を提供してもらうため、食料品消費モニター（山梨県15人、全国1,021人）を設置します。食料品消費モニターは、意見等の提供を行うほか、業務を通じて身に付けた知識を地域の消費者に普及していきます。

##### c 食品安全110番等の設置・運営（県食の安全・食育推進室、農政事務所）（再掲）

食の安全・安心に関する県民からの様々な相談や情報を受け付けます。

・食品表示110番

電話番号 055-226-6611

（農政事務所）

受付時間 平日（年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

(2) 食品に関する正確な情報の提供  
ウ 食品の安全性に係る情報の収集・提供

- ・ 食品安全110番（再掲）  
（県食の安全・食育推進室）
  - ・ 消費者の部屋（再掲）  
（農政事務所）
- 電話番号 055-223-1638  
受付時間 平日（年末年始を除く）午前8時30分～午後5時
- 電話番号 055-226-6611  
受付時間 平日（年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

○取り組み内容と関係者の役割（※は再掲）

取り組み（事業）	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(2) -ウ- (ア)		県、国、市町村	販売を行う生産者		一般消費者、食料品消費モニター
a 情報の収集・蓄積・内容分析	国や自治体と連携した情報の把握、内容分析の実施	情報の収集・蓄積・分析	情報提供	情報提供	情報提供
	県内関係者による情報ネットワーク化の推進	ネットワーク等の構築、参加	ネットワーク等の構築、参加	ネットワーク等の構築、参加	ネットワーク等の構築、参加
	市町村ネットワーク等による情報交換の推進	ネットワーク等の構築、参加			
b 食料品消費モニターの設置	食料品消費モニターの設置	モニターの委嘱、研修会等の実施、アンケート、意見、要望等の取りまとめ			研修会等への出席、アンケート調査への回答、意見・要望等の提出
c 食品安全110番等の設置・運営	食品安全110番の設置・運営	相談・情報の受付・対応	相談・情報提供	相談・情報提供	相談・情報提供
	※食品表示110番の設置・運営	相談・情報の受付・対応	相談・情報提供	相談・情報提供	相談・情報提供
	※消費者の部屋の設置・運営	相談・情報の受付・対応	相談・情報提供	相談・情報提供	相談・情報提供

【対策】

(イ) 情報の提供

a 消費者等への情報提供（県食の安全・食育推進室、農政事務所）

ホームページや様々な広報媒体を利用して、県民に正確でわかりやすい情報を迅速に提供していきます。

b 食品衛生監視指導計画の公表（県衛生薬務課）

県は、食品衛生監視指導計画及び監視状況など食品衛生に関する情報について積極的に公表していきます。

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業） (2) -ウ- (イ)	内 容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
		県、国	全ての生産者	全ての事業者	全ての消費者
a 消費者等への情報提供	ホームページによる情報提供 ----- メールマガジンによる情報の配信 ----- 広報媒体（テレビ、ラジオ、県広報誌等）による情報提供 ----- 情報誌による情報提供 ----- 生産者、事業者による情報発信の促進	情報の提供	情報の発信・収集	情報の発信・収集	情報の収集
b 食品衛生監視指導計画の公表	食品衛生監視指導計画の策定及び公表	計画の策定、公表 ----- 策定にあたっての県民からの意見聴取 ----- 監視指導結果の公表	策定にあたっての意見の提出	策定にあたっての意見の提出	策定にあたっての意見の提出

## エ 食品の安全性に関する相談の受付・苦情への対応

【現状】 多種多様な食品が氾濫する現在、食品に対する様々な疑問や相談に迅速に応え、県民の不安や不信を解消していくことが重要となっています。県では、食品安全110番を設置して、食品の安全性に関する問い合わせや、食品の表示に関する疑問など、県民からの相談や、食品に関する苦情も受け、食品等関連業者への確認や指導を行っています。

【課題】 食品安全110番の利用を県民に呼びかけるとともに、イベントなどを利用して、県民が気軽に相談出来る機会を増やしていく必要があります。

### 【対策】

#### (ア) 相談の受付・苦情への対応

##### a 食品安全110番の設置・運営（県食の安全・食育推進室）

県では、食品の安全性や表示などに関する県民からの様々な相談や情報を一元的に受け付ける窓口を設置します。

- ・ 食品安全110番  
（県食の安全・食育推進室）
- 電話番号 055-223-1638  
受付時間 平日（年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

##### b 消費生活相談員の活用促進（県県民生活課）

消費生活相談員が消費者からの食に関する相談等に対応し、内容に応じて保健所などの関係機関を紹介します。

##### c 食品の安全性に関する相談の受付（県食の安全・食育推進室、県民生活センター、各保健所）

県のホームページや各種イベントでの相談窓口の設置などにより、消費者等からの相談や情報提供に対応します。

##### d 消費者の部屋の設置・運営（農政事務所）

消費者からの食の安全・安心や農林水産行政一般、食料の生産・消費等に関わる事項についての相談・苦情、要望などを受け付けるため、消費者相談担当者を設置するとともに各種イベント会場等において消費者相談等を行います。

- ・ 消費者の部屋  
（農政事務所）
  - ・ 食品表示110番（再掲）  
（農政事務所）
- 電話番号 055-226-6611  
受付時間 平日（年末年始を除く）午前8時30分～午後5時  
電話番号 055-226-6611  
受付時間 平日（年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

(2) 食品に関する正確な情報の提供

エ 食品の安全性に関する相談の受付・苦情への対応

○取り組み内容と関係者の役割 (※は再掲)

取り組み(事業)	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(2) -エ- (ア)		県、国、市町村			全ての消費者、消費生活相談員
a 食品安全110番の設置・運営	食品安全110番の設置・運営	相談・情報の受付・対応	相談・情報提供	相談・情報提供	相談・情報提供
b 消費生活相談員の活用促進	消費生活相談員の活用促進	消費生活相談員の運営			相談に対する対応
c 食品の安全性に関する相談の受付対応	ホームページによる相談の受付	相談等の受付 情報の提供	相談	相談	相談
	各種イベントに窓口を設置し、相談や情報提供の対応				
	関係機関での相談の受付、苦情への対応				
d 消費者の部屋の設置・運営	消費者相談担当者の設置	相談・情報の受付・対応	相談・情報提供	相談・情報提供	相談・情報提供
	※食品表示110番の設置・運営	相談・情報の受付・対応	相談・情報提供	相談・情報提供	相談・情報提供

オ 食の安全・安心についての普及・啓発

【現状】多種多様な食品が流通するとともに、食に関する膨大な情報が提供されています。また、食の安全性に関する情報は専門的で、理解しにくい場合があります。さらには、健康意識の高まりに伴い、食品の健康保持増進効果等についての虚偽誇大広告等が氾濫する一方で、食物や栄養が健康に与える影響を過大に評価する傾向が見受けられるなど、正しい情報を受け取り、正確な知識に基づいて、適切な判断をすることが難しい場合も見られます。

また、米国でのBSEの発生に伴い、原材料に米国産牛肉が使用されているか等の情報の表示を求める要望が多く出されています。

【課題】消費者が、食についての正しい知識を持ち、様々な情報を適切に判断し、食生活に反映することができるように、食の安全性に関する情報を、ホームページ、テレビ、ラジオ等の広報媒体などを活用して分かりやすく提供していくとともに、消費者も積極的に食品についての正しい知識の取得に努める必要があります。

また、「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基づく原産地表示を行い消費者と外食事業者の良好な信頼関係の醸成が必要です。

【対策】

(ア) 普及・啓発

a イベント等の開催（県食の安全・食育推進室、農政事務所、消費者団体）

毎年9月を「食の安全・安心推進月間」とし、食の安全・食育推進大会の開催や街頭啓発、県情報プラザでの情報提供を行います。また、市町村や消費者団体などによる各種イベントにおいて、食の安全・安心についての啓発を図ります。

b 研修会等の開催（県食の安全・食育推進室、県健康増進課、県民生活センター、消費者団体）

食の安全・安心に関する討論会や情報・意見交換会、学習会、出前講座などの開催や県民が自主的に行う勉強会への講師派遣を行います。また、調理師、栄養士、食生活改善推進員等に対する健康・衛生教育を行い、県民サービスの向上を図ります。

c 啓発資料の作成、情報提供の充実（県食の安全・食育推進室）

情報誌やパンフレットなどを作成・配付するとともに、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞などによる情報提供の

充実を図ります。

また、「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基づく表示の推進を図るため、外食事業者への周知を行います。

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業） (2) -オ- (ア)	内 容	関 係 者 の 役 割			
		行政 県、市町村	生産者	事業者	消費者 一般消費者、消費者 団体
a イベント等の開催	食の安全・安心推進月間街頭キャンペーンの実施	街頭キャンペーンの実施			
	各種イベントによる普及・啓発の実施				普及・啓発の実施 イベントへの参加
b 研修会等の開催	食の安全・安心に関する研修会等の開催	研修会の開催 研修会への参加	研修会への参加	研修会への参加	研修会への参加
		情報提供	情報提供	情報提供	消費者の集い等の開催 研修会等への参加
	団体等が開催する勉強会等への講師派遣	勉強会等への講師派遣	勉強会等の開催、講師依頼	勉強会等の開催、講師依頼	勉強会等の開催、講師依頼
	栄養士、調理師、食生活改善推進員等に対する研修会の実施	研修会の開催	研修会への参加	研修会への参加	研修会への参加
	食品に関する正しい知識の普及啓発	指導啓発			講習会への参加、知識の修得
c 啓発資料の作成、情報提供の充実	パンフレット等の啓発資料の作成、配布	普及啓発	学習	学習	学習
	ホームページによる情報提供	情報の提供	情報の発信 情報の収集	情報の発信 情報の収集	情報の収集
	広報媒体による情報提供				
	情報誌による情報提供				
	生産者、事業者による情報発信の促進				